(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ11)　1から5までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 (12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ12)　1から5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数 (13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ13)　1から5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ14)　1から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第三条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別表 障害児相談支援給付費単位数表 ［1～18　略］ 19　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定障害児相談支援を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。	**別表** 障害児相談支援給付費単位数表 ［1～18　同左］ ［加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年六月一日から適用する。

○こども家庭庁告示第六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　こども家庭庁長官　渡辺由美子

第一号イ⑵中「発達障害者支援センター」の下に「、高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センター」を加える。

○こども家庭庁告示第七号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者（令和六年こども家庭庁告示第七号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和八年三月三十一日　　こども家庭庁長官　渡辺由美子

表中国立武蔵野学院附属人材育成センターの項の次に次のように加える。

子どもの虹情報研修センター	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町九八三番地